件		名	愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関す る条例の一部を改正する条例
主	管	課	市町振興課(選挙管理委員会)
根拠法令等		等	公職選挙法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 66 号) (平成 29 年 6 月 21 日公布、平成 31 年 3 月 1 日施行)

【改正の概要】

愛媛県議会議員の選挙における選挙運動用ビラ作成の公費負担を行おうとするもの

1 選挙運動用ビラの作成の公営

愛媛県議会議員の選挙における候補者は、当該候補者に係る供託物が公職選挙法の規 定により県に帰属することとならない場合に限り、3の規定により算定した金額の範囲 内で選挙運動用ビラを無料で作成することができる。

2 選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出

選挙運動用ビラの作成の公費負担を受けようとする者は、ビラ作成業者との間で選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を県選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 選挙運動用ビラの作成に係る公費の支出

県は、候補者が2の契約に基づき当該ビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(上限額7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(公職選挙法で定める枚数(16,000枚)の範囲内であることにつき、県選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラの作成業者に支払う。

施 行 日

平成31年3月1日(改正後の愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第6条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される愛媛県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された愛媛県議会議員の選挙については、なお従前の例による。)

【その他参考事項】

- ○ビラ作成経費(国政選挙の算定に準ずる。)
 - ・候補者1人当たりの必要経費 7円51銭(単価)×16,000枚(上限作成枚数)=120,160円